京都式少人数教育について

一市町村主体の教員定数の配置ー

京都府教育委員会

京都式少人数教育

● 30人程度学級が可能な定数配置

30人程度学級とは?

従来は

* 国の加配を活用するとともに、平成20 年度から、京都府の独自措置として教員 配置の拡充を行い、小中学校において30 人程度(30~35人)の学級編制が可能と なる教員を配置 公立小中学校における1学級の定数は、 小学校1年生を除き「公立義務教育諸学 校の学級編制及び教職員定数の標準に関 する法律」(以下、「標準法」という。) で40人と定められている。

小学校1年生については、平成23年度 から35人に引き下げ

●市町村が手法を選択



選択できるとは?

従来は

》各市町村教育委員会は、府教委から配当された定数を活用し、学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティームティーチング、少人数学級の3手法から選択して少人数教育を展開できる。

指導方法工夫改善の加配として、各市 町村教育委員会の意向を踏まえ、少人数 授業、ティームティーチングの手法を指 定し配当していた。

京都独自の定数配当

●市町村に一括配当



一括して配当とは?

従来は

・ 平成20年度から教員定数の配当を学校 ごとから市町村ごとに変更し、市町村に 一括して総定数を配当 (ただし、生徒支援加配等一部除く) 年度当初に、教職員定数を各学校ごと に配当して学校運営を行っていた。

●市町村が自由裁量で活用



自由に活用とは?

従来は

・市町村は、一括して配当された教員を 自由裁量により所管する学校に配置する ことができる。 各学校ごとに教員定数が決まっており、 市町村に教員配置の裁量は一切なかった。

導入の成果

市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な 教員配置を可能とし、学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学 年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。